

# 日本におけるアンチダンピング措置の 活用動向と政策的取組

令和元年12月  
貿易経済協力局

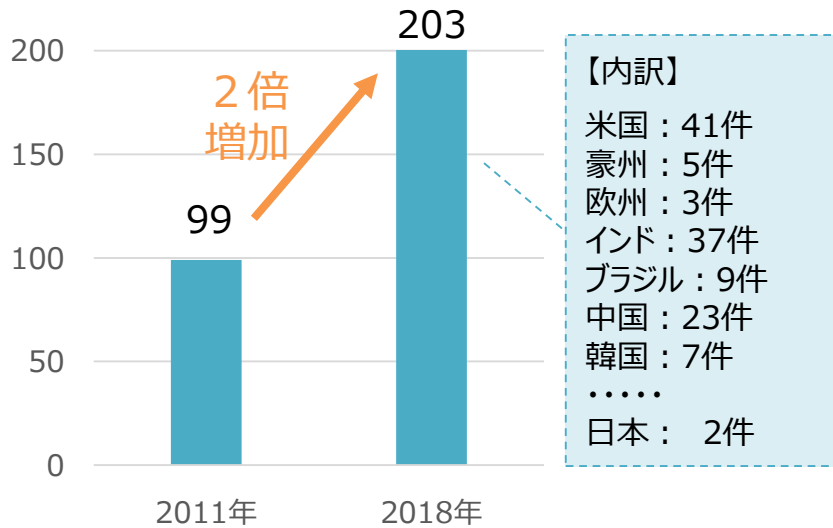
# 本日も議論いただきたいポイント

- 我が国のAD措置発動件数は着実に増加しているものの、諸外国と比較すれば僅少。その主たるボトルネックは、①制度に対する理解度不足、②申請～調査のコストに対する懸念、③関係者との利害対立に対する懸念であると考えられる。
- 説明会の開催や申請書のひな形の策定等の対策を通じて、相談件数の増加等の効果も見られるなど、①②のボトルネックは一定程度解消してきているのではないか。
- 一方、③関係者との利害対立に対する懸念の緩和に向け、一連の制度改正によりAD申請の要件となる業界内の合意水準の緩和等を行ってきたが、「同業他社で足並みを揃えたい」との認識は依然強く、業界内調整の難しさに対する懸念を緩和することが必要。また、AD申請を検討する企業のユーザー企業に対する懸念を緩和することも必要。
- ③のボトルネック解消に向けて政府・産業界はどのようなアプローチを取れるか。申請に同調しない同業他社を巻き込む策（例：業界調整への政府のサポート）、独占禁止法抵触の懸念払拭（例：独占禁止法の解釈明確化）、業界調整にかかるコストの軽減（例：複数企業で申請する際のデータ作成の省力化支援）、ユーザー企業からの反発への懸念払拭（例：申請者のユーザー企業へのアプローチ手法の共有）はどうか。
- 加えて、①②③以外のボトルネックや取組についてご提案があればいただきたい。

# AD措置は世界各国で活用されている

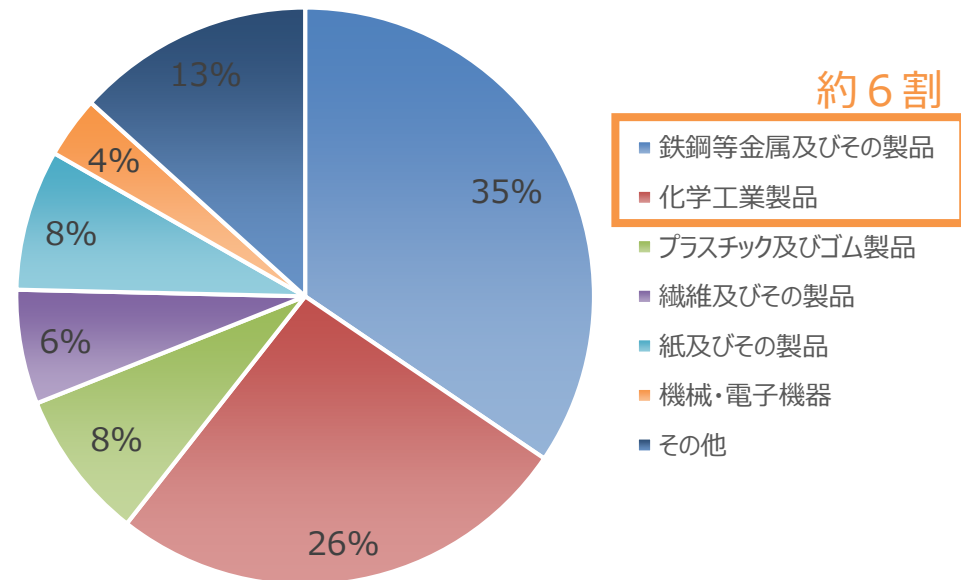
- 世界各国ではAD措置が積極的に活用されており、特に近年は件数が約2倍に増加。
- AD措置の対象製品について制限はなく、農林水産物から鉱工業製品に至るまで幅広く対象となり得る。世界的には鉄鋼等金属と化学工業製品の活用で約6割を占める。

## 世界全体でのAD措置発動件数



(出典) WTO統計

## セクター別発動件数 (2018)

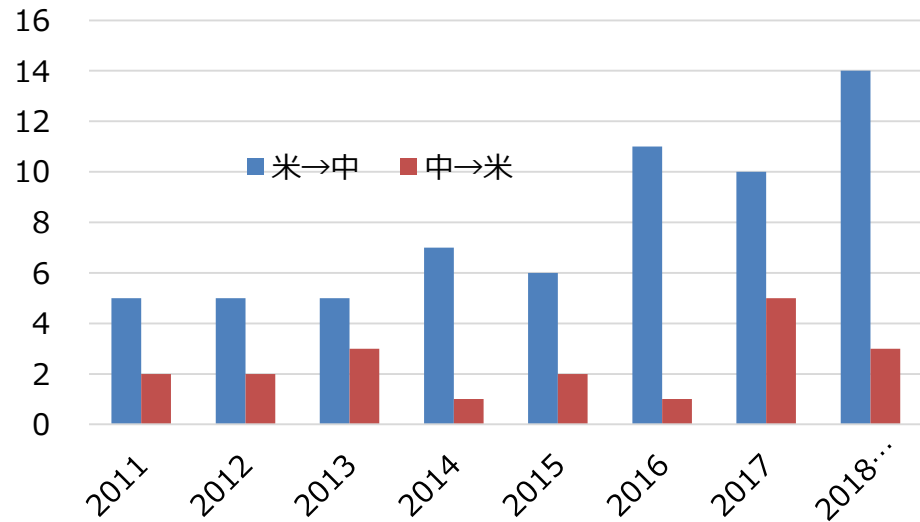


(出典) WTO統計

# 【参考】世界的な貿易転換の動き

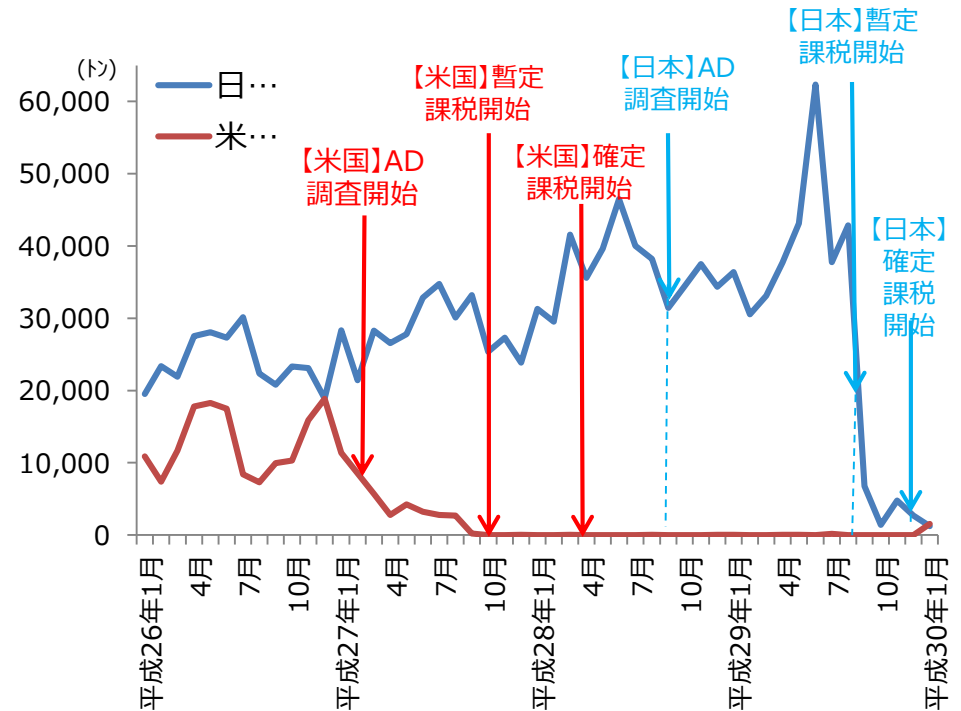
- 国主導の産業保護政策・法律・財政支援等により、中国では供給過剰構造が顕在化し世界に対する輸出も増加。さらに、米国は、トランプ政権発足後、貿易制限的な措置の発動を加速。世界各国も米国の措置に対応し貿易救済措置等の対策を取っている。
- これらに影響を受け、今後さらに、各国の措置により貿易転換が活発化することが予想されるなか、世界各国の措置により行き場を失った製品が日本に急激に流入する可能性もある。

### 米中のAD調査開始件数の推移



(出典) WTO統計

### 他国の措置による影響の例



(出典) Global Trade Atlas

# 我が国のAD調査・措置発動案件（1995年以降）

- 我が国では近年、AD調査・措置の発動が活発化。中小企業や業界団体による申請事例や、課税期間を延長した事例も存在。

対象産品	対象国・地域	課税期間	申請者
綿糸	パキスタン	1995.8 - 1999.7	日本紡績協会
ポリエステル短繊維	韓国・台湾	2002.7.- 2012.6	帝人(株)、東レ(株)、(株)クラレ、東洋紡績(株)、ユニチカファイバー(株)
電解二酸化マンガン	オーストラリア	2008.9 - 2013.8	東ソー日商(株)、東ソー(株)
	スペイン・南アフリカ	2008.9 - 2019.3	
	中国	2008.9 - 2024.2	
トルエンジイソシアナート	中国	2015.4 - 2020.4	三井化学株式会社
水酸化カリウム	韓国・中国	2016.8 - 2021.8	カリ電解工業会
高重合度ポリエチレンテレフタレート	中国	2017.12 - 2022.12	三井化学株式会社、三菱化学株式会社、日本ユニペット株式会社、越前ポリマー株式会社
炭素鋼製突合せ溶接式継手	韓国・中国	2018.3 - 2023.3	株式会社バンカン機工、日本バンド株式会社、古林工業株式会社
トリス（クロロプロピル）ホスフェート	中国	調査中	大八化学工業株式会社

措置発動が活発化



# AD措置による効果

- AD措置によりダンピング品の価格を是正することで、①ダンピング品の輸入が著しく減少し、②ダンピング品と競合する国産品の国内販売価格の持ち直し等が実現できるだけでなく、③企業全体へのプラス効果も期待できる。

## STEP①

AD措置発動 =  
ダンピング品に対  
する関税の賦課

## STEP②

ダンピング品の輸  
入量が著しく減少

## STEP③

ダンピング品と競合する国産品の  
・価格の持ち直し  
・販売数量の回復  
・生産拠点の維持

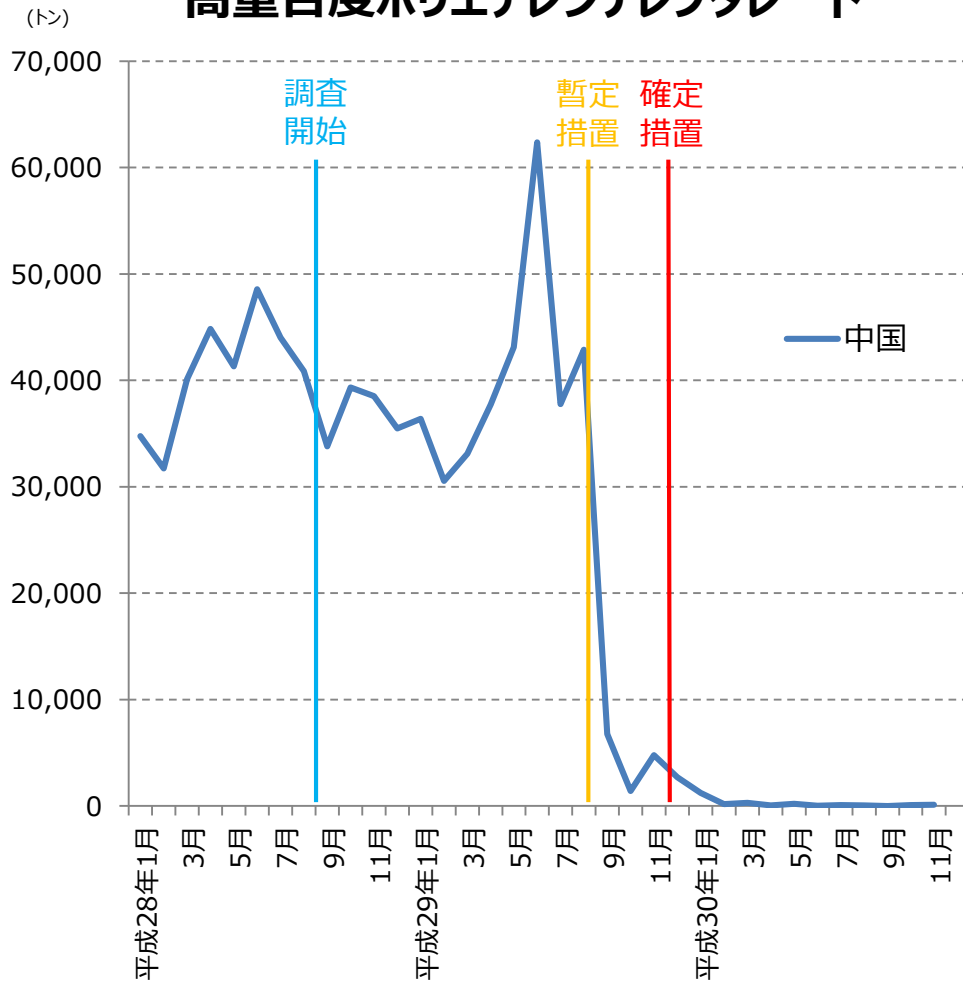
## STEP④

企業全体への  
プラス効果  
・収益への貢献  
・成長分野への  
投資余力UP

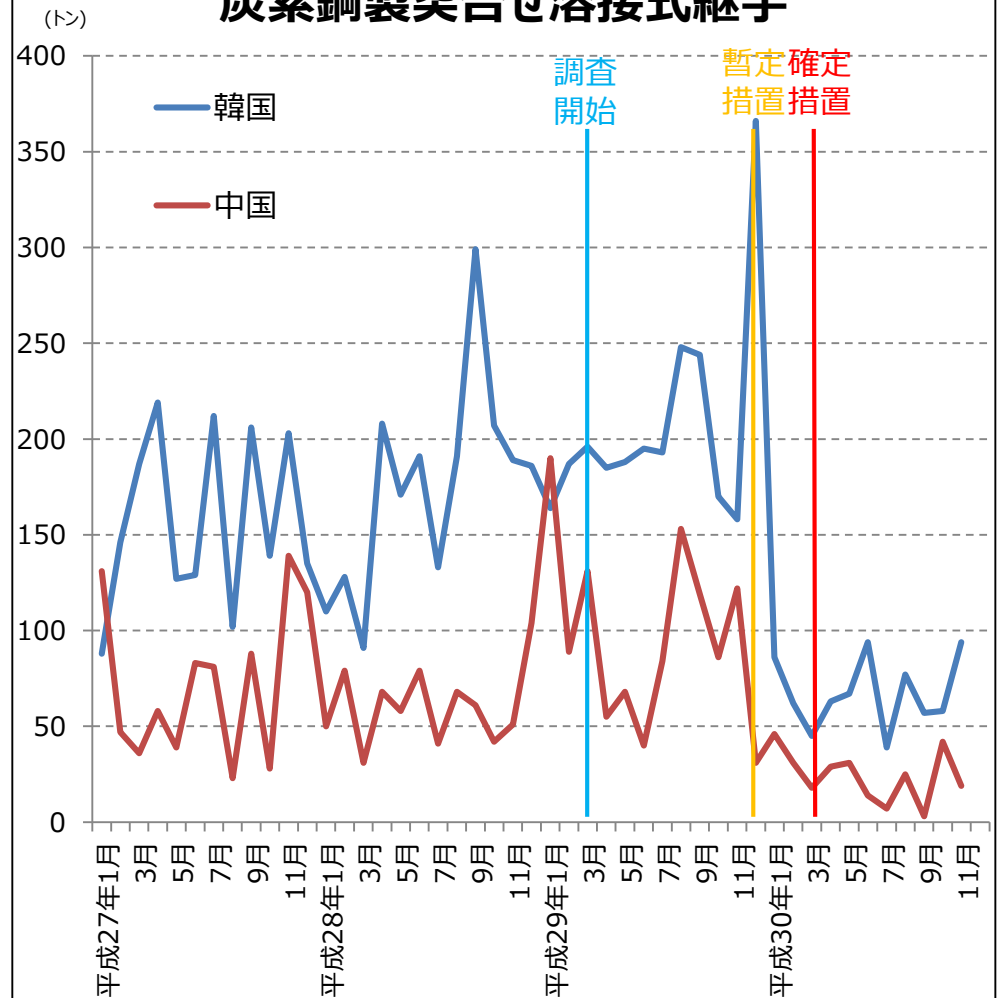
# 【参考】AD措置による効果①

- AD措置発動後、ダンピング品の輸入量が著しく減少。

## 高重合度ポリエチレンテレフタレート



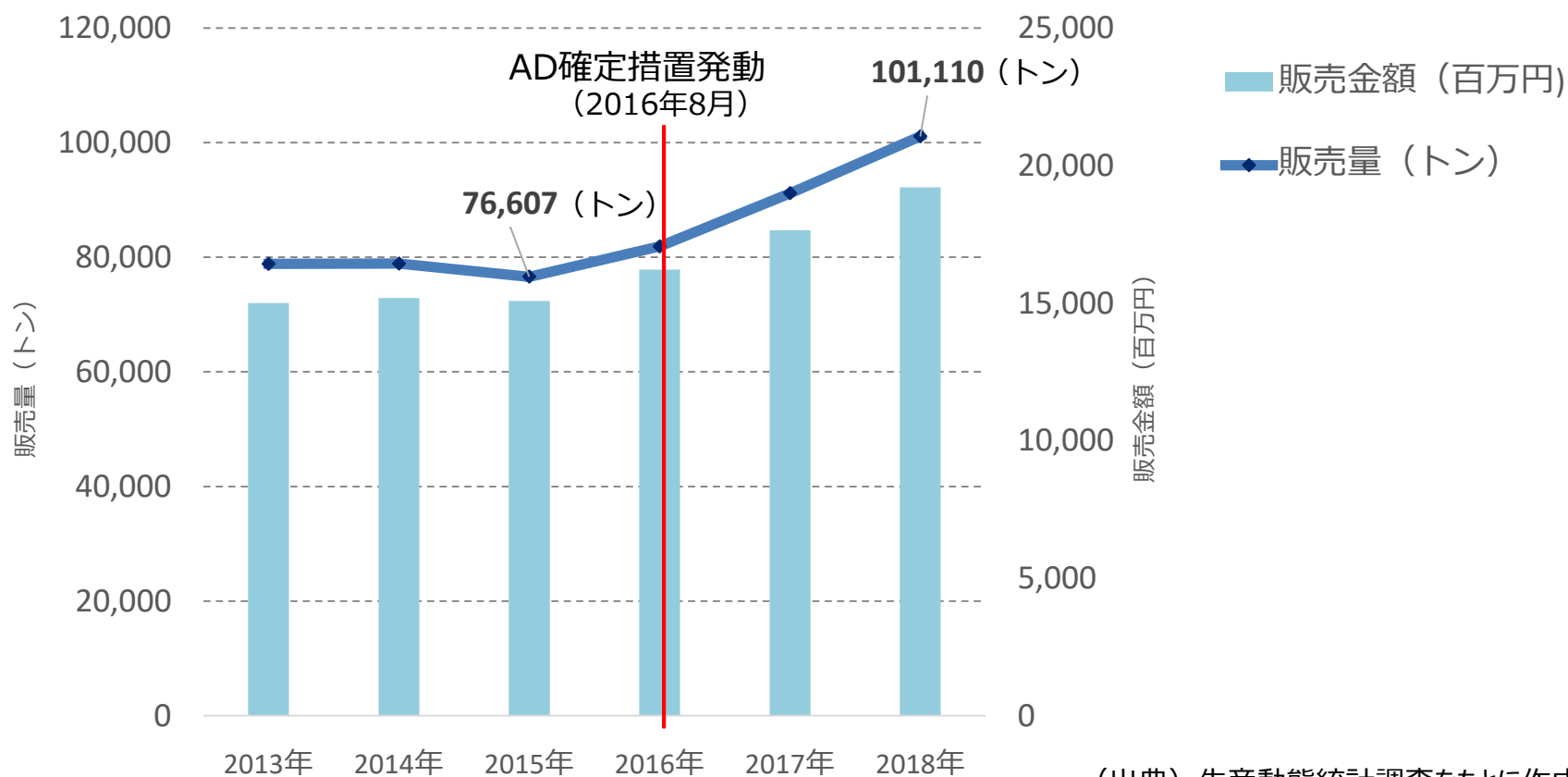
## 炭素鋼製突合せ溶接式継手



## 【参考】AD措置による効果②

- AD措置発動後、ダンピング品の輸入量が著しく減少することで、国産品の国内販売数量が回復し、売上が増加。

### 水酸化カリウムの国産品販売数量・額の推移



(出典) 生産動態統計調査をもとに作成



# AD措置の活用におけるボトルネック

- 我が国のAD措置発動件数は、世界各国と比較して僅少。その主たる原因は、①制度に対する理解度不足、②申請～調査のコストに対する懸念、③関係者との利害対立に対する懸念であると考えられる。
- これまで経済産業省は、①②を中心に、説明会の開催や申請書のひな形の策定等によって対策を実施し、相談件数の増加等の効果も見られている。
- 一方で、③に対しては、制度改正を実施したものの、未だ懸念が払しょくされているとは言えず、道半ば。新たな取組を検討する必要があるのではないか。

## AD措置が使われない理由

## これまでの取組

## 効果

### ①認知度・理解度不足

- そもそもAD措置・AD制度を知らない
- 制度に対する誤った理解（「申請要件を満たしていない」との思い込み等）
- 相手国からの打ち返しに対する懸念

- ✓ 一般向け説明会の開催
- ✓ ホームページの充実
- ✓ ADニュースレターの発信

9-11  
ページ



### ②コスト懸念

- 弁護士費用に対する懸念
- 社内の人手不足に対する懸念

- ✓ 申請書のひな形の提供
- ✓ 相談窓口の設置

12  
ページ



### ③リスク懸念

- 業界内調整の難しさ
- ユーザー企業との関係についての懸念

- ✓ 国内法制度の改正
- ◇ **さらに新たな策が必要？**

13-14  
ページ



# ①「認知度・理解度不足」に対するアプローチ：一般向け説明会の開催

- 産業界向け説明会を開催し、アンチダンピング措置の制度概要や効果、世界での活用動向等のほか、AD措置を活用した企業の社長の声についても積極的に発信。

## 【貿易救済セミナー（2019/7/3）】

### 1. アンチダンピングの効果と活用（経済産業省特殊関税等調査室）

- ・アンチダンピング措置の制度概要
- ・アンチダンピング措置の効果について
- ・アンチダンピング調査を申請するための準備について

### 2. 他国へのアンチダンピングへの対応（経済産業省国際経済紛争対策室）

- ・世界における活用状況
- ・WTOにおける紛争解決制度の概要



## 【国際貿易救済セミナー（2019/10/29）】

### 1. アンチダンピング制度の世界の動向（WTOルール部長）

### 2. アンチダンピング制度の活用に向けた豪州の取組み（豪州調査当局委員長）

### 3. 弁護士から見た企業のアンチダンピング制度の効果的活用（米国弁護士）

### 4. 《パネルディスカッション》（パネリスト：日本弁護士・AD措置活用企業社長等）

- ・AD申請のきっかけ、申請のハードルをどう乗り越えるか
- ・AD措置が社にもたらす効果
- ・AD申請において弁護士が果たす役割

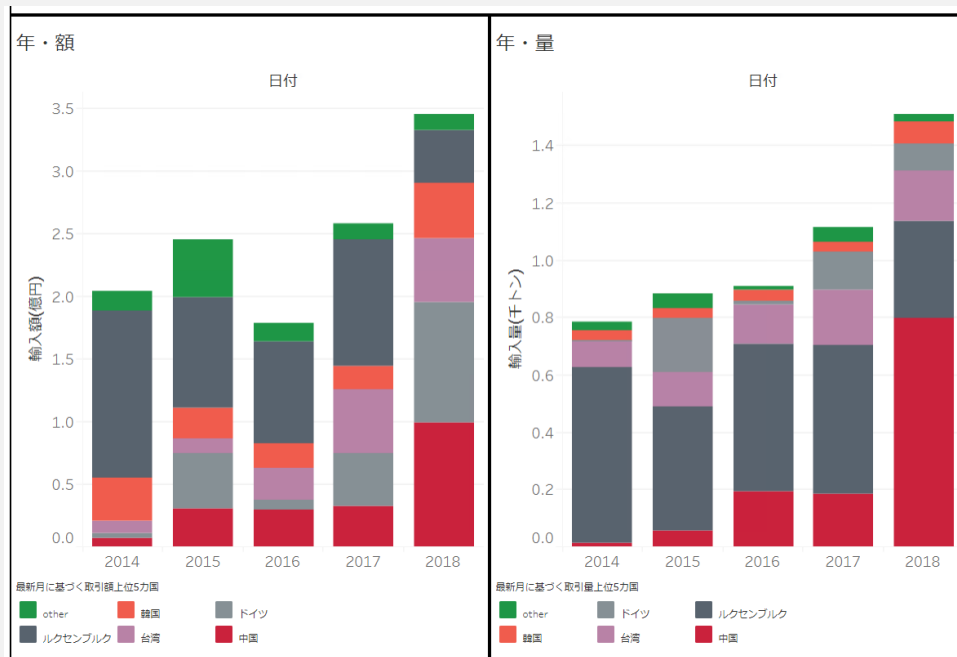


# ①「認知度・理解度不足」に対するアプローチ：ホームページの充実

- 経済産業省の[ホームページ](#)を抜本的にリニューアルし、各種コンテンツを提供。

- ① 輸入統計品目番号毎の輸入量を可視化した「モニタリングシステム」
- ② AD措置活用の可能性を簡単にチェックできる「自己診断ツール」

## 輸入動向モニタリングシステム



## 自己診断ツール

- ✓ 調査対象貨物が判明しているか
- ✓ 生産高に係る申請要件を満たしているか
- ✓ ダumping・国内産業への損害・両者の因果関係について証明できているか

等についてYES/NOで回答する

質問6【因果関係】

国内産業への損害は、ダンピング輸入に起因するものであると思われますか？

（※）調査対象国ではない国からの輸入品の増加や、国内での需要の減少等の影響が特に顕著ではない場合には、「はい」を選択してください。

- 因果関係については、国内産業の損害が①ダンピング輸入の影響であることだけでなく、②ダンピング輸入以外の要因についても説明する必要があります。

● 営業現場での高（営業日誌や取引先とのやり取り結果等）をもとにした説明

①

- ダンピング益の輸入量の急増及び価格の引き下げにより、国内産の貨物の販売量、市場占有率及び販売価格が下落。
- 現に、使用者から、ダンピングされた安価な貨物の価格を引き合いに値下げ要求が行われている。→これらの事実は、ダンピングと損害に因果関係があることを十分に示している。

（1）第三国輸入品の影響：国内産業への損害は、調査対象国ではない国（第三国）からの輸入によるものではないか？

【説明の例】

- 第三国からの輸入品価格を調べたところ、ダンピング益の価格や、国内産の貨物（日本国内でダンピングと適合する品）の価格を常に上回っている。
- 購入者は、価格で購入先を決定する。→よって、国内産の貨物の価格を引き下げたのは、第三国からの輸入品ではない。

②

（2）自家消費の変動：国内産業への損害(売上高の減少)は、自家消費（自社内取引）の減少によるものではないか？

【説明の例】

- 2011年から2013年の間で自家消費分の生産高に顕著な変動はない。
- 自家消費分の仕向価格は、ダンピング品の影響を受けている商品市場価格を採用。→自家消費についての価格及び売上高の2011年以降の減少は、ダンピングの価格引き下げによるものである。

アンチ・ダンピング (AD) 措置の効果と減損 (令和元年7月) P.34

申請書の添付書P.28

診断する

診断結果

結果

可能性が高い

アンチダンピング申請を検討し、ご相談いただく、調査開始（受理）の可能性が高い状況と推測されます。

※この診断結果は、調査開始・調査の進捗などにより変更される場合があります。

※詳細は、特許情報調査室までお問い合わせください。

# ①「認知度・理解度不足」に対するアプローチ：ADニュースレターでの情報発信

- 隔月でメールマガジン（ADニュースレター）を発信。過去事例の紹介や他国の措置発動状況、有識者からのコメント等を掲載。

## 過去事例の紹介


### 韓国産・中国産継手に対するAD調査 ①申請に至るまで

- 韓国産・中国産継手に対して、2017年3月に、国内生産者（株式会社ベンカン機工、日本バンド株式会社、古林工業株式会社）がAD申請を実施。
- 安値の韓国産・中国産継手により、自社製品の価格引き下げや失注が発生していたベンカン機工が、同じく継手を生産していた日本バンドと古林工業にAD申請を持ちかけ。ベンカン機工が代理人とともにADの制度や趣旨などを丁寧に説明したところ、日本バンド、古林工業も輸入品に影響を受けていたこともあり、共同申請とすることで理解を得た。

#### 申請に至るまでの流れ

- 2013年～ 安値輸入品の増加により値下げや失注が発生
- 2015年～ 国産品の製造コストが上昇するも販売価格に転嫁できず収支悪化
- 2016年～ ベンカン機工がAD申請を検討  
日本バンド・古林工業へ相談
- 2016年8月 弁護士に相談  
2016年11月 3社申請で合意  
申請書作成開始
- ★ 2017年3月上旬 申請  
2017年3月下旬 調査開始

#### 申請者の内訳

<b>申請代理人 (弁護士)</b> 3社の取りまとめを実施 	<b>①ベンカン機工</b> 日本バンド・古林工業にアプローチ 経営層が前々からAD制度を認識 ・所在地：群馬県太田市 ・資本金：1億円 ・売上高：147億円 ・従業員数：431名 ・主な事業：溶接式管継手、フランジ、溶接鋼管、配管フレアブ、高圧ガス容器の製造販売
<b>②日本バンド</b> ・所在地：東京都大田区 ・資本金：1.0億円 ・売上高：9億円 ・従業員数：30名 ・主な事業：銅製突合せ溶接式管継手、バンド管、特殊バンド曲げ加工及び配管プレアリングの製造販売	<b>③古林工業</b> ・所在地：大阪市西成区 ・資本金：0.9億円 ・売上高：40億円 ・従業員数：140名 ・主な事業：鋼管及び鋼板製管継手、ステンレス製管継手、非鉄金属管継手の製造販売

## 有識者からのコメント



上智大学法学部教授  
産業構造審議会通商部会特殊関税措置小委員長

川瀬剛志 Kawase Tsuyoshi

#### 「米中摩擦と相殺関税」

昨年3月の通商法301条発動の大統領令以来、米中貿易摩擦はエスカレートする一方だ。その理由は多岐にわたるが、中国の国有企業と補助金が与える不公正な競争優位の問題（競争中立性）は深刻だ。しかし米中合意も、また中国を巻き込んだWTO新ルール合意の可能性もまだ見えてこない。

競争中立性の確保に当面は相殺関税の果たす役割が大きい。かつてWTO上級委員会は、国有企業による民間企業への支援を国の補助金とみなすことに慎重な解釈を示した。しかし、その後のパネルは、国と国有企業の支配関係に着目することで国有企業の支援を補助金とみなす範囲を広げ、これを相殺できる可能性が広がっている。競争中立性問題は鉄鋼や化学など過剰生産能力が問題となる衰退産業だけでなく、「中国製造2025」による次世代技術支援（5G通信やロボット技術など）にも関係することから、我が国もその活用の検討は不可欠だ。

## ②「コスト懸念」に対するアプローチ：申請書のひな形の提供・相談窓口の設置

- 申請書のひな形として「モデル申請書」を作成・提供することで、申請者の作業負担を軽減。個別相談についても幅広く受け付け、申請をサポート。

### モデル申請書（申請書のひな形）の提供

モデル申請書：次亜塩素酸カルシウム

本モデル申請書は、米国における中国産次亜塩素酸カルシウムに対するAD課税を  
求める申請書を日本の申請書フォーマットに落とし参考まで作成したものであり、  
実際の我が国における次亜塩素酸カルシウムの製造、輸入等とは何ら関係がないこ  
とをあらかじめ申し添えます。また、申請書の数値等に一部不整合がありますが、  
モデルとして作成したものであるため、あらかじめご了解ください。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

財務大臣 〇〇〇〇殿

申請者  
〒〇〇〇-〇〇〇〇  
東京都〇〇区〇〇△丁目△番△号  
ABC 株式会社 代表取締役社長 〇〇〇〇  
〒〇〇〇-〇〇〇〇  
東京都〇〇区〇〇△丁目△番△号  
XYZ 株式会社 代表取締役社長 〇〇〇〇  
〒〇〇〇-〇〇〇〇

申請者代理人（代理人を使用する場合）  
〒〇〇〇-〇〇〇〇  
東京都〇〇区〇〇△丁目△番△号  
〇〇法律事務所  
上記申請代理人弁護士 〇〇〇〇

中国産の次亜塩素酸カルシウムに対する  
不当廉売関税を課することを求める書面

中国産の次亜塩素酸カルシウムについて、不当廉売された貨物の輸入の事実及び当  
該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実があるので、不当廉売関税に関  
する政令第7条第1項に規定する本書面及び不当廉売された貨物の輸入の事実及び  
当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実についての証拠を添えて、関  
税定率法第8条第4項の規定により当該次亜塩素酸カルシウムに対し不当廉売関税  
を課することを求める。

### 相談内容の例

- 競合製品が信じられないほどの安値で輸入されていることが  
発覚
- 取引先から、「輸入品はこれだけ安いので国産品も価格を  
下げないと買えない」と言われた
- 諸外国への輸出価格の中でも、日本への輸出価格が特に  
安い
- 他国でAD調査が始まり、その対象となった製品の日本への  
輸出が増えているように思われる
- 不当廉売の疑いがある気がするが確証が持てない。どこまで  
調べれば良いのかわからない
- 申請を検討したいが、何から手を付けたらよいかわからない

### ③「リスク懸念」その1：業界内調整の難しさ

- 平成29年に「不当廉売関税に関する政令」を改正し、AD申請に必要な業界内の合意水準をWTO協定並みに引き下げ。加えて、業界団体名での申請要件等も緩和。しかし、多くの業界では「同業他社で足並みを揃えたい」との認識が強い。
- 理由として、同業他社が申請に同調しない（フリーライドを許す）ことやAD申請を持ち掛ける行為が独占禁止法に抵触し得ることへの不安、業界調整に要する多大な労力や時間、費用等といった指摘がある。AD申請を検討している企業が、業界調整が進められずジレンマに陥っている可能性がある。

【参考：近年実施した主な制度改正一覧】

ポイント	制度改正前	現行
<b>申請時に必要な業界内の合意要件の緩和</b>	<u>概ね50%以上</u> の生産高を有する者での申請が必要。	<u>25%</u> を満たせば申請が可能。
団体名で申請する場合の要件緩和	構成員の <u>過半数以上</u> が生産者である必要	構成員の <u>2以上</u> の者が生産していれば申請可能
申請時に必要な情報の簡素化	申請者が <u>国内産業の相当な部分</u> （概ね50%以上）の損害指標を提出する必要。	申請者が <u>合理的に入手可能な範囲</u> の損害指標の提出で許容されることを明確化。
国内生産者の支持状況の要件を緩和	申請者の生産高合計で50%以上を占め、申請への賛成が反対を上回ることを、 <u>申請前に、申請者が確認</u> する必要。	申請者の生産高合計が50%に満たない場合、申請への賛成が反対を上回ることを、 <u>申請後に、産業所管省庁が確認</u> できる。
申請・調査開始の判断から輸入生産者等を除外可能に	国内生産も輸入もしている者等（輸入生産者等）を <u>含めて</u> 、要件を判断する必要。	国内生産も輸入もしている者等（輸入生産者等）を <u>除いて</u> 、要件を判断する必要。

### ③「リスク懸念」その2：ユーザー企業との関係についての懸念

- 原材料の調達コスト低減はユーザー企業にとって重要。AD税の賦課により原材料コストが上昇した場合、ユーザー企業は申請者（国内生産者）に反発する可能性がある。現状、国内生産者が反発を必要以上に恐れ、申請を踏み止まるケースが指摘されている。
- 本来、AD措置は公正な競争環境を確保する正当な手段であるものの、AD申請を検討する企業は、ユーザー企業の懸念を和らげるにあたり、相互理解を促進するため、コミュニケーションを取っていくことは有効か。
- また、政府は一般向け説明会等で制度の趣旨を説明してきたが、申請者とユーザー企業との懸念を解消するために対して他にどのようなアプローチが考えられるか。

#### 想定されるユーザー企業の反発

- 課税した製品の取引に係る契約解消
- 他製品の取引への影響
- 営業担当者の業務への支障
- 報道・業界紙での反論掲載

#### 考えられるユーザー企業とのコミュニケーション

- ダumpingは世界的に取り締まれるべき行為と認識されていることの共有
- 国内の生産拠点を残しておくことのメリットの認識共有
  - ✓ 安定供給の確保
  - ✓ 品質の確保
  - ✓ 国際市況の変動による調達コスト上昇の影響緩和

## まとめ・本日まで議論いただきたいポイント（再掲）

- 我が国のAD措置発動件数は着実に増加しているものの、諸外国と比較すれば僅少。その主たるボトルネックは、①制度に対する理解度不足、②申請～調査のコストに対する懸念、③関係者との利害対立に対する懸念であると考えられる。
- 説明会の開催や申請書のひな形の策定等の対策を通じて、相談件数の増加等の効果も見られるなど、①②のボトルネックは一定程度解消してきているのではないか。
- 一方、③関係者との利害対立に対する懸念の緩和に向け、一連の制度改正によりAD申請の要件となる業界内の合意水準の緩和等を行ってきたが、「同業他社で足並みを揃えたい」との認識は依然強く、業界内調整の難しさに対する懸念を緩和することが必要。また、AD申請を検討する企業のユーザー企業に対する懸念を緩和することも必要。
- ③のボトルネック解消に向けて政府・産業界はどのようなアプローチを取れるか。申請に同調しない同業他社を巻き込む策（例：業界調整への政府のサポート）、独占禁止法抵触の懸念払拭（例：独占禁止法の解釈明確化）、業界調整にかかるコストの軽減（例：複数企業で申請する際のデータ作成の省力化支援）、ユーザー企業からの反発への懸念払拭（例：申請者のユーザー企業へのアプローチ手法の共有）はどうか。
- 加えて、①②③以外のボトルネックや取組についてご提案があればいただきたい。